

魚沼地区障害福祉組合職員の給与の支給に関する規則

昭和47年3月25日

規則第1号

(趣旨)

第1条 職員の給与の支給については、魚沼地区障害福祉組合職員の給与に関する条例(昭和47年魚沼地区精神薄弱児収容施設組合条例第1号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(給料の調整を行う職及び調整する額)

第2条 条例第4条の規定により給料の調整を行う職員の職は、別表第1の職員の職の欄に掲げる職とし、給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の職に応じて、別表第2に掲げる調整基本額にその職に係る別表第1の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

(期末手当等の基礎額の加算を受ける職員及び加算割合)

第3条 条例第5条の規定により準用する魚沼市職員の給与に関する条例(平成16年魚沼市条例第44号。以下「魚沼市給与条例」という。)第16条の5第5項の行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員で、行政職給料表の職務が3級以上の職員に相当する職員として規則で定める者は、別表第3の職員の職の欄に掲げる職員(行政職給料表の適用を受ける職員を除く。)とする。

2 魚沼市給与条例第16条の5第5項の規則で定める職員の区分は、別表第3の職員の職の欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の15を超えない範囲内で規則に定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

(宿直手当の額)

第4条 条例第4条の2の規則で定める額は、5,900円とする。

(夜勤手当の額)

第5条 条例第4条の3の規則で定める額は、4,060円とする。

(管理職員特別勤務手当の額等)

第6条 条例第4条の4第2項の規則で定める額は勤務1回につき9,000円とする。

2 条例第4条の4第2項ただし書の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

(準用)

第7条 この規則に定めるものを除くほか、職員の給与の支給については、魚沼市給与条例のほか、魚沼市職員の給与に係る条例及び規則等の規定を準用する。この場合において、「管理職」とあるのは、「園長、次長及び課長」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給された給与は、この規則の規定によって支給されたものとみなす。

附 則(昭和48年11月30日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年3月25日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年5月4日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年4月1日規則第1号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成2年12月27日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則(平成3年3月29日規則第4号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月27日規則第6号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日規則第6号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定については、平成10年1月1日から適用する。

附 則(平成11年3月31日規則第2号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月31日規則第1号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年11月1日規則第3号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成17年12月1日規則第1号)

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成18年3月1日規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第1号)

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成25年12月27日規則第3号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年11月28日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成26年12月25日規則第5号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

職員の職	調整数
魚沼学園指導課又は魚沼更生園支援課に勤務する課長補佐、係長、副参事、主任、看護師、児童指導員、保育士又は生活支援員(入所児童又は入所者の直接処遇の職務に携わる者に限る。)	1.0

別表第2(第2条関係)

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円

別表第3(第3条関係)

給料表	職員	加算割合
行政職給料表	園長又は次長の職にある職員	100分の15
	課長の職にある職員	100分の12
	課長補佐又は係長の職にある職員	100分の10
	副参事又は主任の職にある職員	100分の5
技能労務職給料表	4級の職にある職員及び3級の職にある職員のうち主任の職務にあるもの	100分の5

備考

魚沼市からの派遣職員の期末手当及び勤勉手当の基礎額の算定について、当該職員の職級に係る魚沼市における加算割合がこの表と異なる場合は、管理者が別に定める。